

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和4年4月1日以後開始事業年度分 令和 年 月 日	※処理事項 通信年月日 通信日付印 確認	整理番号 事務所 管理番号 申告区分
	令和 年 月 日	法人番号 申告年月日 年 月 日	殿
所在地 <small>(本店が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (ふりがな)	(電話)	事業種目	
法人名 (ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)	
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** 道府県民税の **連結事業年度分** 特別法人事業税の **予定申告書** ※

事業税				道府県民税							
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業											
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00				
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00				
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業											
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00				
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00				
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00				
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業											
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00				
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00				
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲						00				
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳						00				
特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑						00				
予 定 申 告 税 額 (9)+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)	㉒						00				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓						00				
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉔						00				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕										
				前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
				予 定 申 告 税 額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
				この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③						00
				この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④						00
				均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤	月					
				円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
				この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦						00
				この申告の期間							
				前事業年度又は前連結事業 年度の期間							
				通算親法人の事業年度 の期間							
				備考							
				関与税理士 署 名	(電話)						

事業年度又は 連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名													
前事業年度の事業税額の明細						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細											
摘要		課税標準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		兆 十億 百万 千 円 ()							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						(26)											
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円			法人税割額	②7										
	所得金額	③8				道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②8										
付加価値割	付加価値額総額	③9				税額控除超過額 相当額の加算額	②9										
	付加価値額	④0				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	③0										
資本割	資本金等の額総額	④1				外国の法人税等 の額の控除額	③1										
	資本金等の額	④2				仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	③2										
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額											
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円			納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4										
	収入金額	④4				③4のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③5										
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						差引法人税割額 ③4-②9-③5											
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円			前事業年度の特別法人事業税額の明細											
	所得金額	④6				法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆 十億 百万 千 円	0.0								
付加価値割	付加価値額総額	④7				同上に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6										
	付加価値額	④8				法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦7			0.0							
資本割	資本金等の額総額	④9				同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8										
	資本金等の額	⑤0				法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦9			0.0							
収入割	収入金額総額	⑤1				同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0										
	収入金額	⑤2				法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑧1			0.0							
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)											
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円			合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3										
	付加価値額	⑤4				仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	⑧4										
資本割	資本金等の額総額	⑤5				租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	⑧5										
	資本金等の額	⑤6				納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6										
収入割	収入金額総額	⑤7				(この欄は斜線が入ります)											
	収入金額	⑤8															
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8				⑤9													
事業税の特定寄附金税額控除額				⑥0													
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑥1													
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑥2													
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2				⑥3													
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																	
所得割	⑥4	兆 十億 百万 千 円			付加価値割							⑥5	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑥6			収入割							⑥7					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																	
所得割	⑥8	兆 十億 百万 千 円			付加価値割	⑥9	兆 十億 百万 千 円										
	資本割	⑦0			収入割	⑦1											
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																	
				付加価値割	⑦2	兆 十億 百万 千 円											
資本割	⑦3	兆 十億 百万 千 円			収入割	⑦4											

⑥3の内訳